

カタクチイワシ瀬戸内海系群の 資源管理について

令和6年10月17日(木)

令和7管理年度TAC設定に関する意見交換会
(カタクチイワシ瀬戸内海系群)

水産庁

目 次

1. これまでの経緯と今後の予定
2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性
3. パブリックコメント中の本系群の資源管理方針(案)

1. これまでの経緯と今後の予定

【経緯】

令和4年11月21日 資源管理手法検討部会

令和5年 5月30日 第1回SH(ステークホルダー)会合

令和5年12月15日 第2回SH会合

令和6年 5月28日 第3回SH会合

【SH会合とりまとめ】

ステップ1、2の間に検討すべき課題として、以下(1)から(5)までがあると認識し、資源管理基本方針にも記載した上で、令和7年1月からTAC管理のステップ1を開始。

- (1) シラスの管理について、漁獲努力量を増やさないこと以上の取組を検討する
- (2) TAC報告により、正確な漁獲データを収集する
- (3) カタクチイワシが短命であり若齢魚を主体として漁獲されている実態を踏まえ、資源評価よりも良い加入があった場合に獲っても良い資源が獲れなくなることはないよう、翌年度からの繰入制度の制度設計を行う。なお、繰入できる上限量の検討を進めるため、リスク評価の試算を早急に行う
- (4) TAC管理の制度設計を行うにあたり、今後も漁業経営が継続できるよう配慮する
- (5) TAC管理についての関係者の不安を取り除き、共通の認識を醸成するため、水産庁と関係府県が協力して、引き続き、現地説明会等を開催する。その際、カタクチイワシの他系群における課題への対応状況の情報を提供する

1. これまでの経緯と今後の予定

【今後の予定】

時 期	事 項	具体的な内容等
令和6(2024)年 10月1～30日	資源管理基本方針の変更(案)のパブリックコメント実施	カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源管理方針の案について、パブリックコメントを実施
令和6(2024)年 10月17日	TAC意見交換会の開催	令和6(2024)年度の資源評価を説明し、令和7(2025)管理年度のTAC及び配分の案について関係者間で意見交換
令和6(2024)年 11月上旬頃	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申	資源管理基本方針の変更(案)及びTAC並びに配分の案について諮問・答申
令和7(2025)年 1月	TAC管理(ステップ1)開始	管理期間: 令和7(2025)年1月1日～12月31日

本日はココ

2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性①

(課題1) シラスの管理について、漁獲努力量を増やさないこと以上の取組を検討する

対応の
方向性

- 
1. シラスも漁獲対象であり資源管理は必要であることから、漁獲努力量を現状より増やさないことによる管理をSH会合で提案したところ(4ページ参照)、カエリ以上のカタクチイワシを漁獲する漁業者との公平性の観点から、漁獲努力量を増やさないこと以上の資源管理の取組を検討すべきとの意見がありました。
 2. このため、まずはシラスの漁獲状況や操業状況等を把握するために、関係府県に対して、各地域でのシラスの漁獲・操業・資源管理等の状況について調査をお願いしたところ、結果概要は5ページの表のとおりです。
 3. これらの調査結果を踏まえ、今後、どのような取組が考えられるのか、関係者間で議論していきます。

(参考1)シラスの扱い(SH会合のとりまとめから抜粋)

- 現時点においては、サイズ別に、次のとおりの管理とする。

シラス : 現状の漁獲圧以下となるよう漁獲努力量を管理する
(TAC管理の対象としては扱わない)

シラスより大きなカタクチイワシ : TAC管理
(=カエリ以上のカタクチイワシ)

- シラスの管理のため、資源管理基本方針に「シラスを漁獲対象とする漁業について、シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」旨を規定する。また、必要に応じて、漁業法に基づく措置を講じる。
- TAC報告は、カエリ以上のカタクチイワシを対象とする。
- カエリ以上のカタクチイワシの定義は、「体色が銀色のもの」とする。

(参考2)瀬戸内海の各府県における資源管理の取組状況等

● 第3回SH会合以降に、関係府県に対しシラスに係る管理状況等についてアンケートを行い、その結果をとりまとめたところ概要は下表のとおりです。今後、この情報も踏まえ、管理について検討を進めていきます。

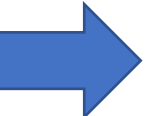
区分・府県名	主な漁業種類	許可期間	主な漁期	主な取組内容(自主的)
和歌山県	瀬戸内海機船船びき網	周年	4月～6月	休漁
大阪府	瀬戸内海機船船びき網	1月11日～12月25日 (2月1～9日除く)	5月～10月	休漁、操業時間制限、網下ろし・網上げ日の設定
兵庫県	①瀬戸内海機船船びき網、 ②機船船びき網	①・②周年	①・②5月～12月	①・②休漁、操業時間制限、操業期間制限
岡山県	①機船船びき網、 ②餌料いわし袋待網	①5月16日～7月31日及び9月1日～11月15日、 ②7月1日～7月31日	①6月～7月及び9月～11月、②7月	休漁(①の一部漁協のみ)
広島県	①瀬戸内海機船船びき網、 ②機船船びき網	①・②6月10日～翌年2月末(②の一部漁協では、6月10日～12月31日)	①・②6月～12月	①・②休漁、操業時間制限
徳島県	機船船びき網	周年	1月～12月	休漁、操業時間制限
香川県	①船びき網、 ②込網、 ③地びき網、 ④瀬戸内海機船船びき網	①5月20日～12月20日、②1月15日～6月30日、2月1日～6月20日又は7月31日、③6月1日～12月31日、④5月15日～翌年1月15日	①～③同左、 ④6月～9月	①・②休漁、 ③無し、 ④休漁及び漁期短縮
愛媛県	①いわし機船船びき網、 ②いかなご袋待網	①・②周年	①5月～翌年3月、 ②6月～8月	①休漁(一部漁協のみ)、 ②無し
大分県	①瀬戸内海機船船びき網、 ②機船船びき網	①・②周年(①の一部区域については11月15日～翌年2月末または12月16日～翌年2月15日)	①・②同左	①・②休漁

※ 山口県は調査中、福岡県は漁獲実績無しとして回答

2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性②

(課題2) TAC報告により、正確な漁獲データを収集する

対応の
方向性

- 
1. これまでの議論の中で、本系群については、漁獲量が正確に把握できていない部分(生き餌販売用の漁獲量を含む)や、加工品の原魚換算方法が実態と乖離している可能性があるといった課題が判明しています。
 2. 適切な資源評価を行い、それに基づく資源管理を行うためにも、正確な漁獲データを収集することは必要不可欠です。
また、TAC管理の柔軟な運用を円滑に実施するためには、可能な限り迅速に漁獲情報を把握することが重要となります。
 3. このため、ステップアップ管理の期間において、関係する全ての漁業者に対して公平にTAC報告を求め、正確かつ迅速な漁獲データの収集体制を構築していきます。また、生き餌販売用の漁獲量の把握方法及び加工品の原魚換算方法についても、関係府県間で公平な取扱いとなることを前提として、引き続き、漁獲及び加工実態等を踏まえて各府県が検討したものを基に検討を進めていきます。

(参考3)年間漁獲量の実態把握調査結果①

- 第3回SH会合前に、関係府県に対し農林統計の自府県の漁獲量の数値と比較した府県独自に把握している漁獲量の調査を依頼。
- 関係府県の関係者が具体的なTAC管理の運用のイメージを持つことを目的として、直近3年の、農林統計の平均漁獲量(t)及び関係府県の把握の平均漁獲量(t)並びにそれぞれの漁獲シェアを暫定的にとりまとめた結果は、次ページのとおり。

※1 広島県：(現時点において)農林統計の漁獲量を採用【今後、未把握の漁獲量の集計方法を検討中】

※2 大阪府：(府において把握している数量と農林統計の漁獲量が一致していることから)農林統計の漁獲量を採用

※3 香川県：県において把握している漁獲量を採用

※4 愛媛県：県において把握している漁獲量を採用【令和2年分は把握していないため、農林統計の漁獲量の数値】

※5 兵庫県：(現時点において)農林統計の漁獲量を採用【今後、活き餌販売用の漁獲量の把握方法を検討中】

※6 山口県：県において把握している漁獲量を採用

※7 徳島県：県において把握している漁獲量を採用【令和2年分は一部把握出来ないため、農林統計の漁獲量を採用】

※8 大分県：県において把握している漁獲量を採用

※9 和歌山県：県において把握している漁獲量と差がないことから、農林統計の漁獲量を採用

※10 岡山県：県において把握している漁獲量と差がないことから、農林統計の漁獲量を採用

※11 福岡県：県において把握している漁獲量と差がないことから、農林統計の漁獲量を採用

(参考3)年間漁獲量の実態把握調査結果②

TAC (t) 注1	49,000 (A)
------------	------------

注1: 令和5年度資源評価結果による。
評価は毎年更新される
注2: シェアの80%を構成する上位府県を
オレンジ色、それ以外を黒色とする

管理区分 注2	【参考】農林統計 R2-4平均漁獲量(t)	漁獲 シェア(%)	【参考】府県庁採用 R2-4平均漁獲量(t)	漁獲 シェア(%) (B)	【参考】 (A) × (B) /100
大臣管理	—	0.0	0	0.0	—
知事管理	40,616	100.0	40,845	100.0	49,000
広島	12,789	31.5	12,789 ※1	31.3	15,343
大阪	7,835	19.3	7,835 ※2	19.2	9,400
香川	6,185	15.2	5,398 ※3	13.2	6,476
愛媛(瀬戸内海)	5,341	13.2	4,844 ※4	11.9	5,811
兵庫(瀬戸内海)	3,257	8.0	3,257 ※5	8.0	3,907
山口(瀬戸内海)	3,032	7.5	4,610 ※6	11.3	5,531
徳島(瀬戸内海)	1,111	2.7	990 ※7	2.4	1,187
大分(瀬戸内海)	1,047	2.6	1,104 ※8	2.7	1,324
和歌山(瀬戸内海)	18	0.0	18 ※9	0.0	21
岡山	0	0.0	0 ※10	0.0	0
福岡(瀬戸内海)	0	0.0	0 ※11	0.0	0

(参考4)原魚換算係数に関する関係府県調査結果

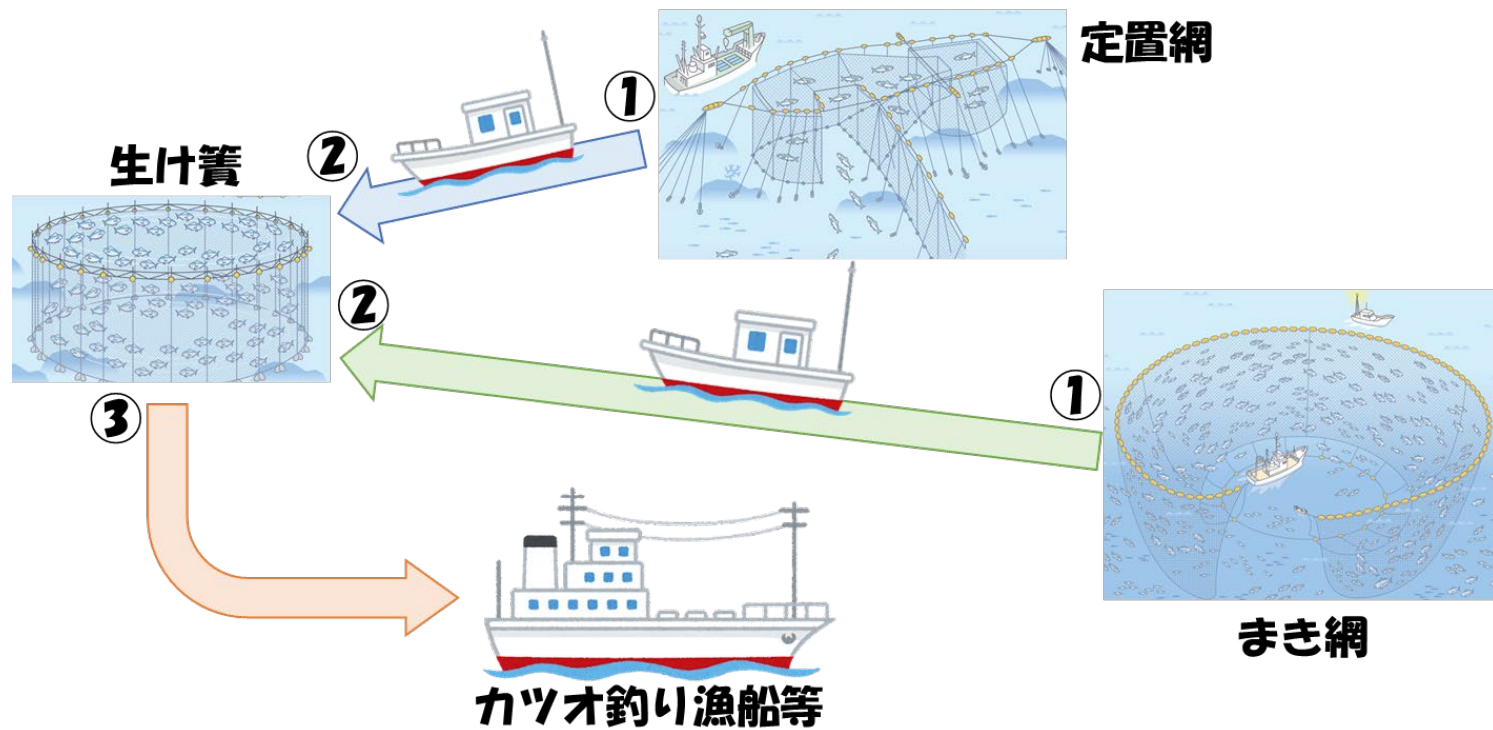
- 第3回SH会合の前に、関係府県に調査して暫定的にとりまとめたところ、結果は下表のとおり。

	換算係数	備考		換算係数	備考
大阪	府独自の係数なし	－(水揚げ後すぐに加工に回るわけではないため)	山口	×5	県内で換算係数を用いている地区の取扱いに準拠
兵庫	県独自の係数なし	今後検討予定	徳島	県独自の係数なし	今後検討予定
和歌山	県独自の係数なし	今後検討予定	香川	×4	従前より水産試験場が使用 (根拠不明)
岡山	県独自の係数なし	今後検討予定	愛媛	×4	平成21年(2009年)から水産試験場が使用している係数 (設定の根拠及び経緯は不明)
広島	シラス: ×3.8 カエリ～: ×4.6	・平成5年(1993年)に実施した水産試験場の調査(広島県東部海域産)を根拠 ・但し、同調査から20年以上経過しており、今後改めて関係調査実施予定	福岡	県独自の係数なし	－(漁獲実態がなく、加工業者も存在しないため)
			大分	県独自の係数なし	今後検討予定

(参考5) 活き餌販売用のカタクチイワシのTAC報告について

- カタクチイワシには、活き餌用として、まき網漁業や定置網漁業で生きたまま獲られ、生け簀等において一時的に保管の上、カツオ釣り漁船等に販売されている漁獲・流通の実態が各地域にあります。【下イメージ図参照】
- この漁獲・流通過程では、最終的な販売先であるカツオ釣り漁船等までカタクチイワシを生きたまま流通させる必要があることから、漁獲量の正確な把握が難しい、といった問題があります。他方で、同じカタクチイワシの資源を利用していることから、この漁獲量についてもTAC報告の対象とする必要があります。
- 漁獲量を推定して報告するためには、主に、「①漁獲したとき」、「②生け簀に活け込むとき」、「③生け簀から出して販売するとき」の3つのポイントで数量を把握することが考えられます。
- 各地域の実態により、どのポイントでの把握がより正確になるかを考慮して判断していただくことになりますが、生け簀の運搬や販売までの保管期間においてカタクチイワシがへい死し、その割合は水温等の影響により大きく変化することから、可能な限り、①の漁獲に近い時点での報告をお願いできればと考えています。

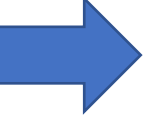
<イメージ図>



2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性③

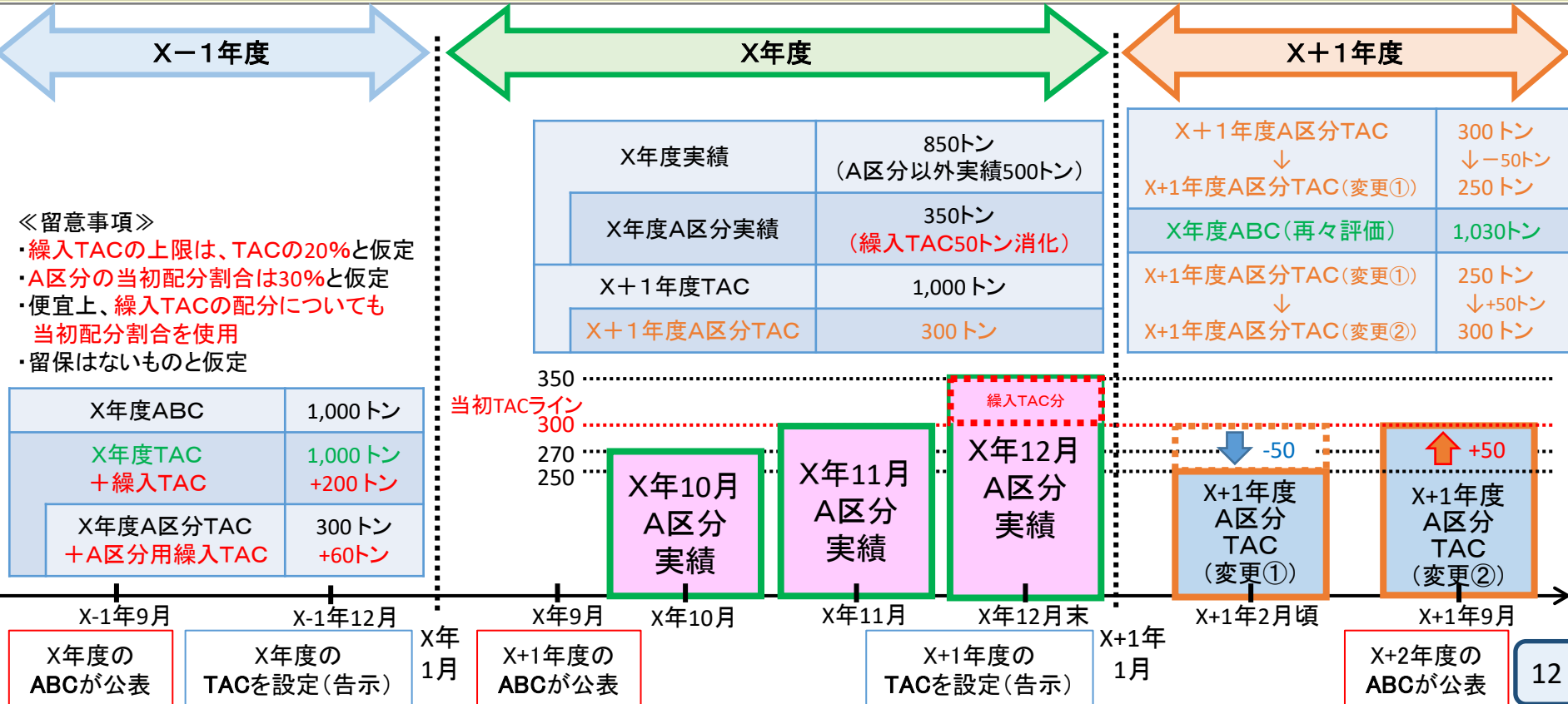
(課題3) カタクチイワシが短命であり若齢魚を主体として漁獲されている実態を踏まえ、資源評価よりも良い加入があった場合に獲っても良い資源が獲れなくなることはないよう、翌年度からの繰入制度の制度設計を行う。なお、繰入できる上限量の検討を進めるため、リスク評価の試算を早急に行う

対応の
方向性

- 
1. 資源評価よりも良い加入があった場合においても資源を有効活用するため、「翌年度からの繰入」制度を導入して、柔軟にTAC管理を運用していくことを考えています。
 2. このため、ステップアップ管理の期間において、研究機関とも連携して繰入れの上限量の規模感等の検討を進めるためのリスク評価を早急に行い、実態に即した運用の方策・方法を検討していきます。

(参考6) 管理の具体的なイメージ案(翌年度からの繰入)

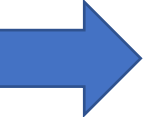
- X-1年度の資源評価において、X年度のABCを算出するとともに、**X+1年度から繰り入れできる数量(繰入TAC)**を算出する。(※繰入TACは、資源管理の取組に影響の少ない範囲となるよう、**リスク評価**をしたうえで予め算出方法を決定)
(※繰入TACの配分についても、予め関係者間でルールを決めておく)
- X年度において、当初配分のTAC(下図当初TACライン)を消化することが見込まれる県・大臣管理区分は、申請等により、当該区分の繰入TAC分の範囲内で漁獲することが可能になる。
- X+1年度において、X年度の繰入TACの消化量が確定次第、その消化量を、繰入TACを消化した県・大臣管理区分のX+1年度TACから差し引く。(下図変更①)
- その後、X+1年度の資源評価において、X年度ABC(=TAC)を再々評価する。**当初のX年度TACよりも大きい場合には、再々評価したX年度ABCまで獲ってよかったものと考え、変更①で差し引いた分を再調整する。(下図変更②)**(※再々評価ABCが当初TACよりも小さい場合、再調整はしない)



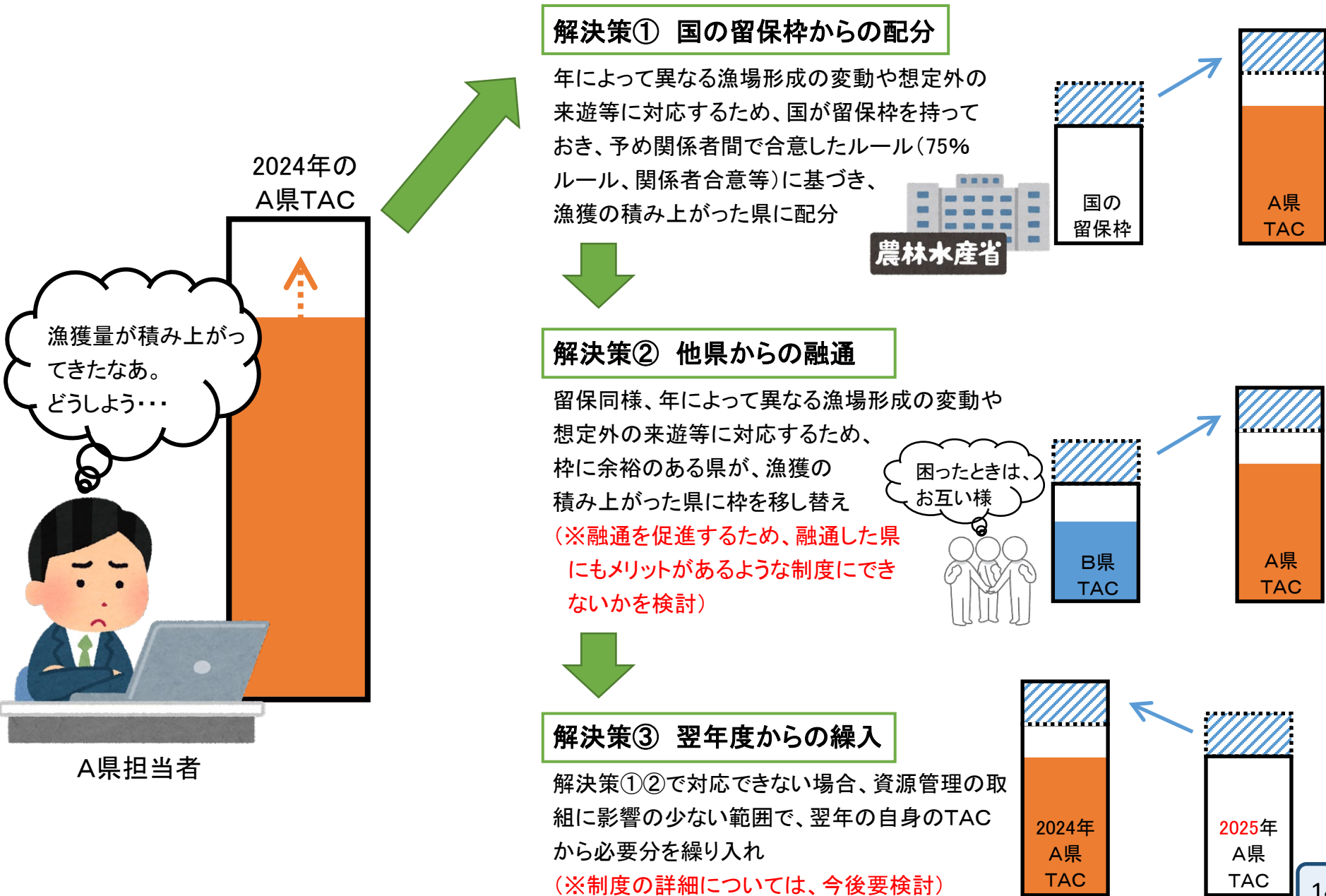
2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性④

(課題4) TAC管理の制度設計を行うにあたり、今後も漁業経営が継続できるよう配慮する

対応の
方向性

- 
1. そもそも、TAC管理は、中長期的に資源を有効活用し、将来にわたって安定的に漁業を営むことを目的に導入するものです。この目的達成のため、引き続き、漁業経営が継続できるよう、配慮して制度設計を進めます。
 2. 具体的には、本系群に対して、いきなり通常のTAC管理を適用することは困難であることから、まずは、課題解決を図りながら段階的にTAC管理を順次実施するステップアップ管理を導入します。
 3. その上で、ステップアップ管理の期間を活用して、TAC報告による適正で正確な漁獲データを収集しながら、各湾・灘ごとに異なる漁獲状況も考慮し、「翌年度からの繰入」制度に加え、「留保からの配分」、「融通」といった柔軟な管理について、具体的な運用の在り方を検討していきます。

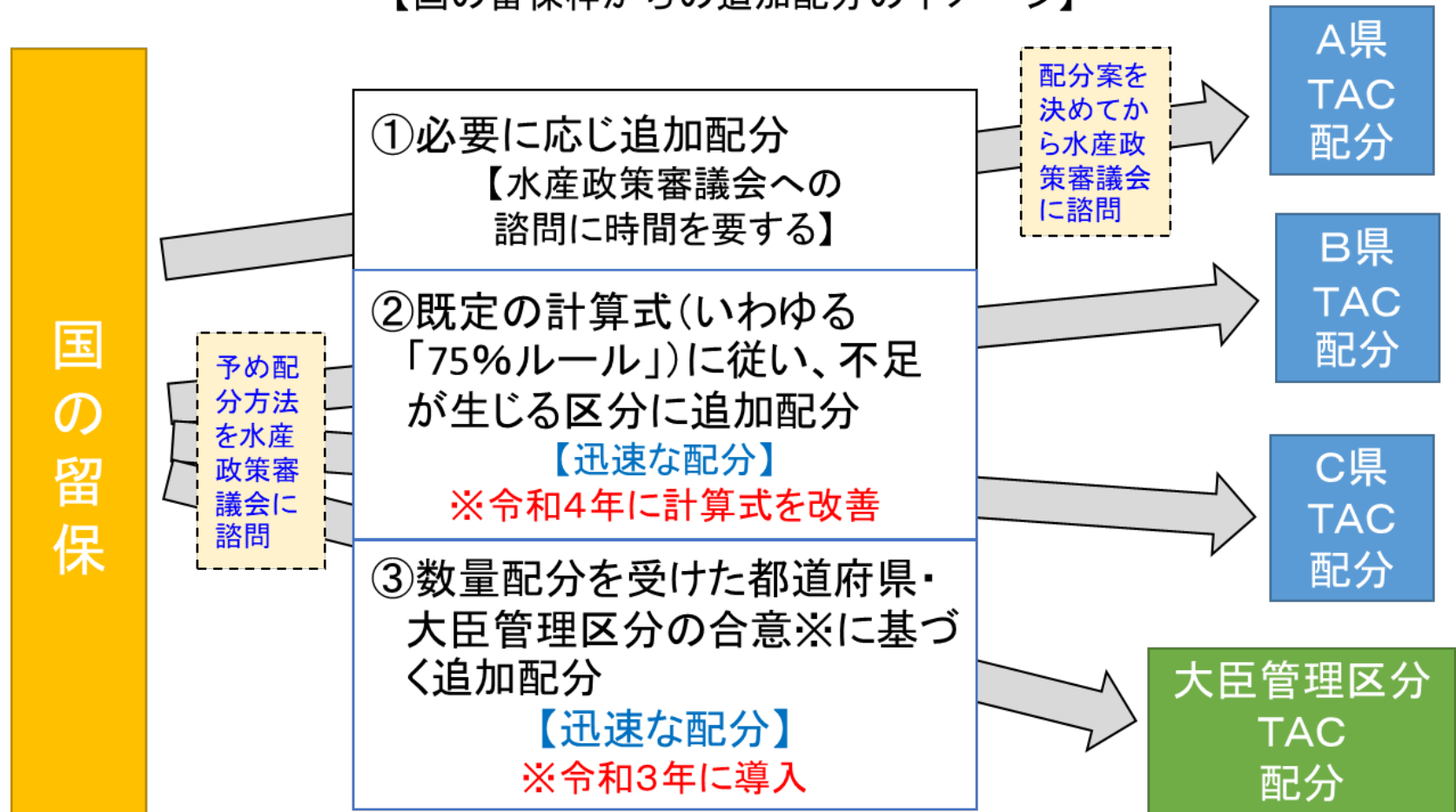
(参考7) 具体的な運用のイメージ(漁獲実績が積み上がったときの対応)



(参考8) 留保枠からの配分(既存TAC資源における措置の例)

- 国の留保枠からの配分は、漁業法第15条に基づき、水産政策審議会及び都道府県の意見を聴いて決定。
- 急な来遊や漁場形成の変動に対応するため、特定水産資源ごとに、全体の資源管理に支障をきたさない範囲において機械的に配分できるルール（配分方法）を事前に設けておき、迅速に対応。
- 75%ルールの改善、話し合いによる合意に基づく配分の創設など、より柔軟な運用となるように改善。

【国の留保枠からの追加配分のイメージ】



※A～C県及び大臣管理区分の間での話し合いによる合意

(参考9)他区分からの融通(既存TAC資源における措置の例)

- 漁場形成の変動や想定外の来遊等により漁獲枠が不足しそうな管理区分に対し、漁獲枠に余裕のある管理区分から漁獲枠を移し替えることを「融通」という。
- 管理区分の当事者間で合意の上、必要な手続きをすることで融通することが可能。必要な場合には、国が仲介することも可能。

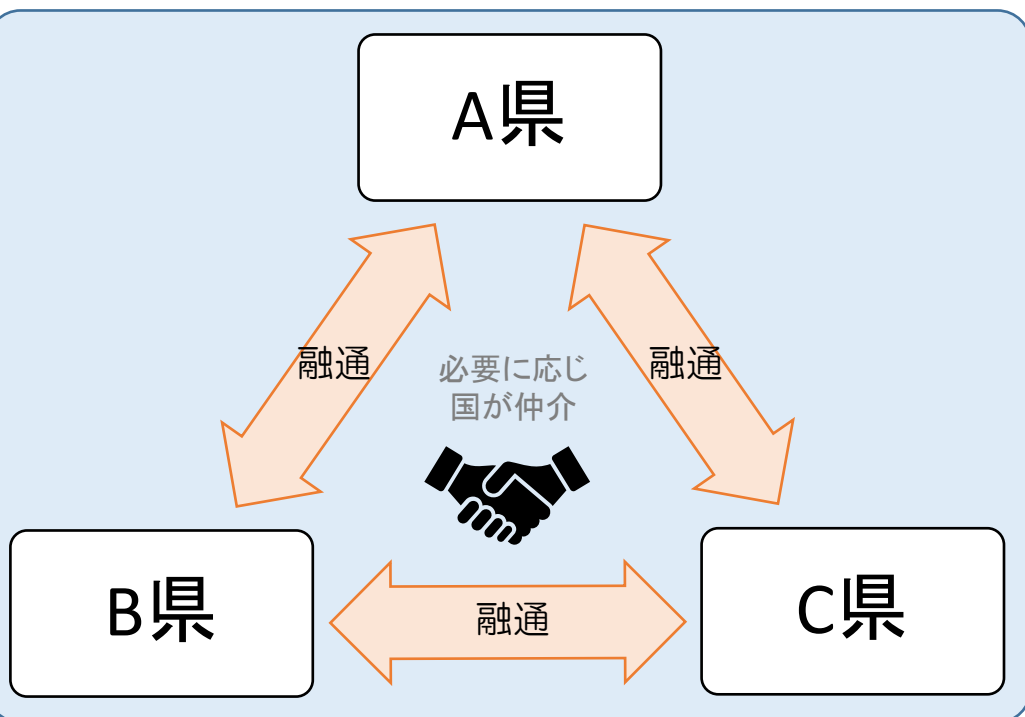
(資源管理基本方針 本則(令和5年4月11日改正)での規定)

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

4 数量の融通

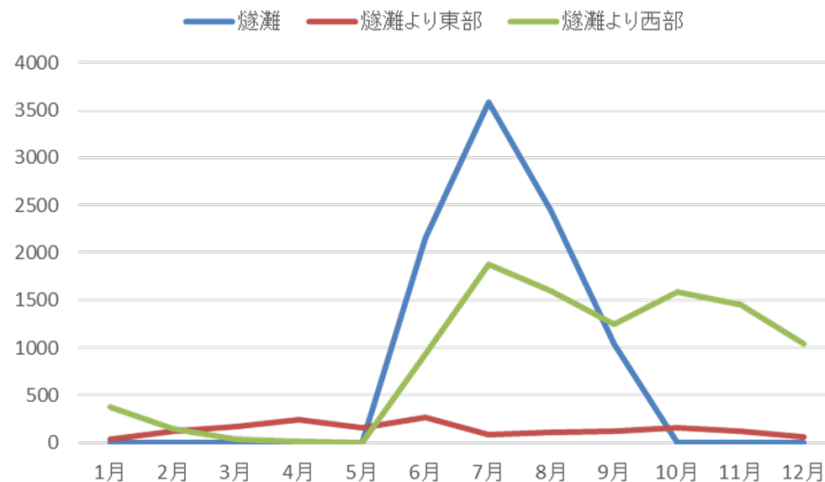
年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1(※配分の基準)及び2(※留保枠の設定)の規定に基づく配分後の関係団体及び都道府県知事による要望並びに大臣管理区分ごと的大臣管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、農林水産大臣は大臣管理区分間、各都道府県間及び大臣管理区分と都道府県との間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

【融通のイメージ】



カクチイワシ瀬戸内海系群月別漁獲量(過去5年平均※)

※水産庁で月別漁獲量が把握できているデータのみを採用
(漁獲量ベースで概ね5割。特に「燧灘より東部」のデータが少ないことに留意が必要)



2. ステップ1、2の間に検討すべき課題と対応の方向性⑤

(課題5) TAC管理についての関係者の不安を取り除き、共通の認識を醸成するため、水産庁と関係府県が協力して、引き続き、現地説明会等を開催する。その際、カタクチイワシの他系群における課題への対応状況の情報を提供する

対応の
方向性

- 
1. TAC管理についての関係者の不安を取り除き、共通の認識を醸成するため、引き続き、水産庁と関係府県とが協力して、必要な漁協・漁業者との意見交換会及び現地での説明会等を開催します。要望がありましたら、水産庁(瀬戸内海漁業調整事務所)にお知らせください。
 2. その際、カタクチイワシの他系群の課題の検討状況についても、関係者に情報提供を行います。

【参考：これまで(資源管理手法検討部会(令和4年11月)から本日まで)の漁業者説明会等の開催実績】

- ・漁協関係者(幹部等)との意見交換・説明会：広島県、愛媛県、香川県、兵庫県、大阪府、山口県
- ・漁業者説明会：山口県(3回・2地域)、広島県(4回・4地域)、愛媛県(4回・2地域)、香川県(2回・2地域)、兵庫県(2回・1地域)、大分県(1回・1地域)、大阪府(3回・1地域)
- ・関係府県による説明会：山口県、香川県、広島県、大阪府、徳島県

3. パブリックコメント中の本系群の資源管理方針(案)

- 10月1日より、以下の内容でパブリックコメントを開始しています（30日まで）。
- 11月上旬に水産政策審議会資源管理分科会に諮問し、11月中に官報掲載予定です。

特定水産資源	かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のもの）
管理年度	1月1日から同年12月末日までとし、ステップ1の管理を行う。
目標管理基準値	43千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
限界管理基準値	17千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
漁獲シナリオ	漁獲圧力は、限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値
都道府県	和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県
TACの配分基準	ステップ2の管理を開始する際に定める。
報告期限	陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで （都道府県知事から農林水産大臣への報告）陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで
TACによる管理以外の手法	・しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。 ・資源管理協定の締結を促進する。
その他	・ステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の管理の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度からステップ3を開始することを目指す。 ・本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。